

就業規則等の改正について

本部は、9月29日、就業規則の改正について説明を受けました。以下、報告します。

1. 年次有給休暇制度の一部見直し

年次有給休暇（以下、「年休」という。）の5日取得の義務化に伴い、対応する規定を盛り込むとともに、付与及び取得状況の把握をより円滑に行うための付与期日の統一を行う。その他、運用実態に合わせた諸般の見直しを行う。

（1）年休の付与期日及び付与日数の見直し

- ① 社員の年次有給休暇の付与期日を毎年4月1日とする。
- ② 勤続1年未満の者については、採用された月の初日を付与期日として、採用月により、次に定める年休を付与する。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	11	11	11	10	10	10	6	5	4	3	2	1

（注）新たに採用された者で4月1日採用以外の者については、採用日の属する年度の末日をもって、勤続1年に達したものとして取り扱う。

（2）年5日取得の義務についての新設

年休が10日以上与えられた者に対しては、付与日から1年以内に、その者の有する年休日数のうち5日について、会社が意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、その者があらかじめ請求して年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（3）契約社員から社員に採用された場合の特例の追加

契約社員から社員に採用された者の年休の取扱いは、次による。

- ① 勤続年数については、契約社員からの勤続年数を通算する。
- ② 採用日を付与期日として通算の勤続年数により算出した日数の年休を付与する。ただし、採用された年度における契約社員の期間中に年休を付与している場合は、その日数と採用日を付与期

日として算出した日数との差の日数とする。

(4) 人事交流等により採用された社員の特例の追加
人事交流等により採用された社員で、採用前の法人等における在籍期間を勤続期間に通算することを会社が特に認めた場合には、採用日を付与期日として、通算の勤続年数により算出した日数の年休を付与する。ただし、採用日が10月1日以降の場合には、所定の付与日数の1/2の日数（1日未満の端数は切り上げる）とする。

2. ハラスメント防止対策の強化にかかる改正

労働施策総合推進法等の改正によるハラスメント防止対策の強化に伴い、就業規則において既存のセクシュアル・ハラスメントの禁止に加え次の内容を明示することにより、対応を行う。

(1) 社員は、執務場所等において、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて他の社員等に不利益や不快感を与え又は就業環境を害するような言動をしてはならない。

(2) 社員は、執務場所等において、妊娠・出産・育児・介護等又はその制度利用に関して他の社員等に不利益や不快感を与え又は就業環境を害するような言動をしてはならない。

(3) セクシュアル・ハラスメント及び上記(1)(2)のほか、社員は、執務場所等において、他の社員等に不利益や不快感を与え又は就業環境を害するような一切の言動をしてはならない。

3. 社員の個人情報にかかる規定の新設

社員の個人情報に関する基本的な事柄を示すとともに、社員から取得・保有・利用する個人情報に関する包括同意を得られるようにするため、次の内容を新たに設ける。

(1) 会社は雇用管理のために、社員から個人情報を取得し保有するものとし、当該個人情報の保護及び適正な取扱いについては、個人情報保護規程（平成17年7月総達第1号）の定めるところによる。（会社が社員から取得し保有する個人情報を以下「社員情報」という。）

(2) 社員情報は次のとおりとする。

①雇用管理情報

ア 人事・労務管理情報

イ 給与情報

ウ 教育・研修・能力情報

エ 福利厚生情報

-
- オ 社会保険情報
 - カ 健康情報
 - キ 情報システム利用情報
 - ク その他
- ②個人番号

4. 同一労働同一賃金への対応

- (1) 契約社員・臨時社員へ特殊勤務手当（交代制等勤務手当・緊急呼び出し手当）及び年末年始勤務手当を追加し社員と同一の支給とする。
- (2) 臨時社員の夜勤手当割増率を引き上げ、社員と同じ割増率に引き上げる。
- (3) 契約社員・臨時社員へ出向休職、出向手当及び出向特別手当を追加し社員と同様に支給する。
- (4) シニア社員へ結婚休暇を追加し社員と同一の付与とする。

5. 移行措置

第1項に関し、2020年4月2日から2021年3月31日までに年休を付与された者については、新たに社員に採用された者と既に社員となっていた者とを問わず、2021年3月末をもって勤続年数が1年加算されたものとみなす。

また、2020年10月1日から2021年3月31日までに年休を付与された者については、2021年4月1日において付与される年休に限り、次の計算にて求められる日数とする。（1日未満の端数は切り上げる）

2020年10月1日～2021年3月31日の間の
付与期日の属する月から2021年3月までの月数

加算後の勤続年数による年休の日数× $\frac{\text{付与期日の属する月から2021年3月までの月数}}{\text{2020年10月1日～2021年3月31日の間の月数}}$

12

6. 実施時期等

- ・第1項第1号については2021年4月1日から、第2号から第4号については2020年10月1日から実施する。
- ・第2項から第4項については2020年4月1日から適用する。

以上
